

立川市教育委員会 殿

学校名 立川市立第十小学校
校長名 野田 勝彦
(公印省略)

令和8年度 教育課程について (届)

立川市立学校管理運営規則第12条に基づき、下記のとおりお届けします。

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

基礎的・基本的な学力の定着・向上と人格の形成に向けてバランスの取れた教育を展開し、これからの社会を生きる子どもたちの長期的な発達・成長を見通した「確かな学力」「豊かな人間性」「健康な身体」を育むことを目指して教育目標を設定する。

〈自分を伸ばします〉

- すすんで学びます (課題発見解決力 未来に生きる学び)
- ◎心をみがきます (人間関係形成力 基本的な社会性)
- 体をきたえます (実践力 心身の健康づくり)

(2) 立川市教育委員会学校教育の指針を踏まえた学校の教育目標を達成するための基本方針

ア 「すすんで学ぶ子」を育成するために

- ・低学年からの算数習熟度別指導やICT等を活用し、基礎・基本の確実な定着を図るとともに、個に応じた学習支援を充実させ、考える資質・能力を高め、確かな学力の育成を図る。
- ・実生活・実社会と関連付けた主体的・探究的な学びを推進し、生涯にわたって能動的に学び続けられる力を身に付けるための授業を展開する。
- ・全国学力学習状況調査やA Iドリル等を活用し、児童の実態を丁寧かつ継続的に把握し、授業改善及び指導力向上を目指す。
- ・学校図書館や電子図書館、学校図書館支援指導員等を活用し、読書活動の充実を図る。

イ 「心をみがく子」を育成するために

- ・あいさつや交流、きまりを守ることを通して豊かな人間関係を築き、基本的な社会性を身に付け、「日本一優しい学校」づくりに向けた児童の主体的な取り組みを推進する。
- ・道徳教育全体計画・年間指導計画に基づき、「考え、議論する道徳」授業の充実を図り、道徳的な課題を自分事として捉えるようにし、全教育活動を通して道徳教育の充実を図る。
- ・子どもが安心できる居場所づくり(じゅっしールーム・保健室・校長室等)やSC・SSW等を活用した、不登校要因解消、特別な配慮を要する児童への対応等、組織的な支援体制の充実を図る。
- ・地域社会との関わりを生かした活動の充実を図り、様々な人との関わり合いを通して、自尊感情を高め、地域社会に貢献する心や主体的に考え実践する力を育成し、持続可能な社会の担い手を育成する。

ウ 「体をきたえる子」を育成するために

- ・東京都統一体力テストの結果を基に、日常の体育指導の向上を図るとともに、一校一取組運動、体力づくりを目的とした「十輪ピック」等を実施して、計画的、継続的に児童の体力向上を図る。
- ・保健指導における病気の予防や薬物乱用の防止等の健康教育の充実を図る。また、基本的な生活習慣を確立させるとともに、意図的・計画的な食育の推進を図る。

エ 学校の教育目標の達成に向けたその他の事項

- ・コミュニティ・スクールとして、学校評価や学校運営協議会を通して保護者や地域の教育ニーズをとらえ、学校ホームページ・学校配信メール等で情報を発信し、地域学校協働本部と協働し、保護者や地域社会の教育への参画を促し、開かれた学校づくりを推進する。また、地域特性・地域の力を学校教育に生かした立川市民科を充実させるとともに、教職員の働き方改革を遂行する。
- ・全国学力・学習状況調査の結果を活用し、授業改善を図り、各教科等を横断して育む資質・能力としての自らの考えを深め、判断し、表現できる力等を育成するため、カリキュラム・マネジメントを通して、主体的・対話的で深い学びを実現し、資質・能力を伸ばさせ、適切に評価していく。
- ・通常学級と特別支援学級との交流及び共同活動を通して、認め合い、支え合い、共に生きる心情と態度を育てるとともに、特別支援学級担当教員による理解教育や特別支援学級と通常学級との交流及び共同学習を推進する。特別支援教室(キラリ)と連携し、合理的配慮・ユニバーサルデザインに基づく授業を展開する。

2 指導の重点

(1) 学習指導要領及び生徒指導要を踏まえた各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、立川市民科における指導

ア 各教科

- ・校内研究に基づく授業改善やA Iドリル等を活用した繰り返し指導、算数習熟度別指導、教科担任制、交換授業等により、個に応じたきめ細やかな指導を推進する。言語活動を充実させながら問題発見・解決的な学習を展開する。教員相互の授業公開を積極的に行う「フラット化」を推進する。
- ・学習用端末や電子黒板等を日常的に活用した個別最適な学びと協働的な学びを実施するとともに、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付けさせ、学力向上を目指す。

イ 特別の教科 道徳

- ・全体計画・年間指導計画に基づき、「十小道徳スタンダード」を活用して、「生命の尊さ」を重点項目とし、道徳授業の適正な実施及び道徳授業地区公開講座を実施する。道徳教育推進教師を中心として、「考え、議論する道徳」の展開を進め、指導と評価の一体化から道徳教育の充実を図る。

ウ 外国語活動

- ・外国語活動では聞くこと・話すことを通し、外国語ではA L Tとの連携や体験型英語学習施設(TGG)の活用を通して、外国語に慣れ親しみ、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成する。

エ 総合的な学習の時間

- ・全体計画・年間指導計画を再構成し、活動内容の系統化・横断化を図り、探究的な学習を重視し、児童自ら課題を見付け、考え、主体的に判断し、課題をよりよく解決するための資質や能力を育てる。

オ 特別活動

- ・委員会活動やクラブ活動等を通して、自主的・実践的な態度を伸長し、互いのよさに気付き、認め・励まし・価値付けることによって、相手を思いやり、共に向上しようとする力を育てる。
- ・運動会等の学校行事を通して集団の一員としての役割を自覚させ、児童の自発的、自主的な実践活動から、協力し、支え合い、共に助け合っていこうとする実践的態度を養う。

カ 立川市民科

- ・公共機関、施設が多い地の利を生かし、地域に根差した探究的な学習を展開し、市民としての自覚を高め、立川を愛する心を育てる。また、認知症サポーター養成講座等を立川市民科公開講座として実施し、地域との協働体制で立川市民科を展開していく。

キ その他(特別支援学級)

- ・各教科等を合わせた指導では、自律と社会参加の素地となる力の育成を目指し、身辺自立をはじめ、日常生活能力や金銭管理能力、余暇活動の充実やマネジメント等、ライフスキルの獲得及び向上を図る。
- ・自立活動は、教育活動全体を通して行い、自己理解を深め、周囲の状況判断・行動につながることを目指し、コミュニケーションスキル等対人関係を円滑にする社会性の力や生活力の向上を図る。

(2) 特色ある教育活動

- ・地域学校協働本部事業を充実させ、各教科、総合的な学習の時間、立川市民科、クラブ活動等に地域の人材を活用し、協働体制で指導することにより地域社会と共有した開かれた教育課程を実現していく。
- ・縦割り班を中心とした異学年集団活動を充実させ、所属感や連帯感を高めるとともに、高学年のリーダーとしての資質向上を目指す。
- ・12年間を見通した確かな学力の育成に向け、児童と園児や生徒との交流や教員研修を通して幼保小中連携を推進する。幼保との連携を図り「架け橋プログラム」の考えのもと、子どもたちの学びを円滑につなげていく。
- ・「学校2020レガシー」として、地域人材と連携し、花の育て方や花壇の整備方法等の指導を受け、地域のために学校花壇や学校周辺に児童自らが育てたい花を植える活動を実施する。

(3) 生活指導

- ・いじめ対応を最優先とし、ふれあい月間やいじめ解消・暴力根絶旬間でのアンケートを活用し、いじめの解消・未然防止、自殺予防に係る指導を含め問題行動への迅速対応と組織的対応にあたる。
- ・安全教育プログラムを活用して危険を予測し回避する能力を育み、自分の命を自分で守れる力・SOSを出す力を育成する。救命救急講習や交通安全教室、地域安全マップづくり、GIGA ワークブックとうきょう、児童虐待防止研修セットを用いた研修等、安全教育を推進する。
- ・人権教育全体計画・年間指導計画に基づき、「人権教育プログラム」を活用し、人権感覚を高め、自他を大切にするとともに、教育活動全体を通して自分の体や心を大切に、生命を尊重する心を育成する。
- ・探究的な学習や特別活動等を通して、児童が深い自己理解に基づき、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定し、目標達成のため、自発的、自律的かつ他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力「自己指導能力」を高める。
- ・家庭・地域や関係諸機関と連携し、防災・安全教育の充実を図り、児童が主体的に健康・安全を考え、行動できるようにするとともに「学校危機管理マニュアル」等を活用し、危機管理体制の確立を組織的に図る。

(4) 特別な配慮を必要とする児童への指導

- ・個別教育支援計画や登校支援シートを基に、児童の考え方、感じ方、悩みの共通理解を図るために、学校支援員や家庭と子供の支援員、SC、SSW等を活用し、児童一人一人の実態に応じた対応を進めるとともに、児童の心に寄り添う居場所づくりなど、不登校要因の解消を図る。

(5) 進路指導

- ・キャリア教育全体計画を基に、「立川夢・未来ノート」・地域人材等を活用したキャリア教育を推進することで、よりよい生き方を追求していくことのできる児童を育成する。